

## 障害者総合支援法に基づく支援

市町村では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に基づき様々なサービスを実施しています。

各サービスの内容や利用方法については、最寄りの市町村にお問い合わせください。

### 障害者総合支援法に基づくサービスの分類

障害者総合支援法による総合的支援は「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています。個別給付の対象となる福祉サービスには、大きく分けて（１）利用者の介護という視点で給付される「介護給付」、（２）利用者への訓練という視点で給付される「訓練等給付」、（３）利用者が地域の生活へ移行定着するために給付される「地域相談支援給付」、の３つの障害福祉サービスがあります。これらのサービスを利用するためには、市町村窓口で支給申請の手続きをする必要があり、障害の種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向などの事項などを踏まえ、個々に支給決定が行われます。

「地域生活支援事業」は、市町村の創意工夫により、地域の実情と利用者の方々の状況に応じて柔軟にサービスを行うものです。

### 障害福祉サービスの内容（例）

#### ・自立支援給付

サービス名	内容
短期入所	介護者の疾病等の理由により、居宅において介護を受けることができない障害児・障害者が施設等に短期間の入所をします。
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （A型＝雇用型、 B型＝非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
自立生活援助	一人暮らしへの移行を希望する障害者について、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適時のタイミングで適切な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問等の便宜を提供します。

#### ・地域生活支援事業

事業名称	内容
移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を行う施設です。
自発的活動支援	障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。
相談支援	障害のある人、その保護者や介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供・権利擁護のために必要な援助を行います。

